

○寒川町指定地域密着型サービス事業所等の指定申請における事前協議に関する要綱

平成20年5月1日

改正 平成21年5月1日

平成24年4月1日

平成29年7月24日

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)及び寒川町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成18年寒川町規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所等の指定申請における事前協議の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定申請 法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による申請をいう。
- (2) 事前協議者 指定申請を行う予定の者をいう。

(事前協議)

第3条 事前協議者は、指定申請を行おうとするときは、あらかじめ、事前協議を行わなければならない。

2 前項の事前協議を行おうとする事前協議者は、次に掲げる書類を町長に提出し、審査を受けるものとする。

- (1) 地域密着型サービス事業所等指定申請事前協議書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第2号様式)

- (3) 事業実績書(第3号様式)
  - (4) 法人代表者経歴書(第4号様式)
  - (5) 誓約書(第5号様式)
  - (6) 併設施設等の選定結果に係る意向確認書(第6号様式)
  - (7) その他町長が必要と認める書類
- (事前協議者の要件)

第4条 前条第1項の事前協議を行なう者が法第78条の2第4項若しくは第6項若しくは第115条の12第2項若しくは第4項の規定又は次の各号のいずれかに該当するときは、事前協議を行うことができないものとする。

- (1) 介護保険事業の実績のない法人であるとき。
- (2) 事業所の開設に伴い必要となる施設、備品、サービス、人員等の整備等に係る売買、賃貸借、委託、請負、雇用等に関する契約の相手方又は近隣住民との間で法的紛争が生じている者で、継続的かつ安定的な介護サービスの提供ができなくなるおそれのあるとき。
- (3) 町との協議の中で、事前協議者自ら又は役員等若しくは第三者をして、虚偽の言動若しくは約束の不履行をし、又は正当な理由がなく町からの指導等に従わない等介護保険事業を営むための適格性を欠くと町長が判断した者であるとき。
- (4) その他次のいずれかに該当する者であるとき。
  - ア 本町又は他の市町村において競争入札に係る指名停止の措置要件に該当している者であるとき。
  - イ 税金の滞納がある者であるとき。
  - ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、重大な社会的影響を及ぼしている者であるとき。
  - エ 事業所の開設、整備、運営等に必要な自己資金等の確保ができない者であるとき。

オ 事業所の開設、整備、運営等に必要な自己資金等について借入を行っている場合で、その借入金の返済計画が適切でなく、かつ、実現性のあるものでないとき。

カ 事業所の年間予定事業費の12分の2以上に相当する資金を有していない者であるとき。

(事業所を開設する予定の土地の要件)

第5条 事前協議者が事業所を開設しようとする土地(以下「事業所開設予定地」という。)は、次の各号のいずれにも該当しなければならないものとする。

- (1) 事業所開設予定地が特定されていること。
- (2) 事業所開設予定地について、所有権を有していること若しくは有する見込みであること又は貸付若しくは使用許可を受けていること若しくは受ける見込みであること。
- (3) 事業所開設予定地が土砂災害のおそれがある箇所に所在していないこと。
- (4) 事業所開設予定地が法令等に基づく許認可等の処分を要する場合は、当該処分が受けられること又は認可が受けられる見込みであること。

(事前協議済の内定通知)

第6条 町長は、第3条の規定による事前協議があった場合は、その内容を審査し、事前協議事項に問題がないと認めるときは、事前協議者に対し、地域密着型サービス事業所等指定申請事前協議済内定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(事前協議済書の交付申請)

第7条 前条の規定により通知を受けた事前協議者は、地域密着型サービス事業所等指定申請事前協議済書交付申請書(第8号様式)により、事前協議済書の交付申請を行うものとする。

(地域住民等説明会の実施)

第8条 事前協議者は、前条の規定による申請をした場合は、速やかに当該設置計画に

係る地域住民等への説明会を行わなければならない。

- 2 事前協議者は、地域住民等からの要望に可能な限り応対するものとし、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

(事前協議済書の交付)

第9条 町長は、第7条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、指定申請を可とするとき及び前条に規定する地域住民等説明会が問題なく終了したと認めるときに、事前協議者に対し、地域密着型サービス事業所等指定申請事前協議済書(第9号様式)を交付するものとする。

(事前協議済事項の変更)

第10条 事前協議者は、前条の規定による交付を受けた場合において、事前協議済の事項について変更するときは、地域密着型サービス事業所等指定申請事前協議済事項変更承認(不承認)申請書(第10号様式)により町長に申請し、その承認を得なければならないものとする。

- 2 町長は、事前協議者に対し、地域密着型サービス事業所等指定申請事前協議済事項変更承認通知書(第11号様式)又は地域密着型サービス事業所等指定申請事前協議済事項変更不承認通知書(第12号様式)により、前項の規定による申請についての承認又は不承認の通知を行うものとする。

(事前協議の辞退)

第11条 事前協議者は、事前協議を完了前に辞退する場合は、地域密着型サービス事業所等指定申請事前協議辞退届出書(第13号様式)により辞退するものとする。

(事前協議の打ち切り又は事前協議済事項の取消し)

第12条 町長は、事前協議者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事前協議を打ち切り、又は事前協議済事項の取消しをすることができるものとする。

- (1) 事前協議者が虚偽その他不正の手段により事前協議をしたとき。
- (2) 事前協議者が事前協議済の事項及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 事前協議者が第4条のいずれかに該当することになったとき。

(4) その他町長が事前協議を打ち切り又は事前協議済事項を取消しすることが相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定による事前協議の打ち切り又は事前協議済事項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補則)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から実施する。

附 則(平成21年5月1日)

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月24日)

この要綱は、平成29年7月24日から施行する。